

# 所得基準表(単身者・家族)

家族数 (遠隔地扶養者を含む)	都営住宅に入居する方全員の所得金額の合計		
	改良住宅(*1)	一般区分・再開発住宅(*2)	特別区分(*3)
1人	0円～1,368,000円	0円～1,896,000円	0円～2,568,000円
2人	0円～1,748,000円	0円～2,276,000円	0円～2,948,000円
3人	0円～2,128,000円	0円～2,656,000円	0円～3,328,000円
4人	0円～2,508,000円	0円～3,036,000円	0円～3,708,000円
5人	0円～2,888,000円	0円～3,416,000円	0円～4,088,000円
6人	0円～3,268,000円	0円～3,796,000円	0円～4,468,000円

◎改良住宅、再開発住宅に特別区分はありません。

◎家族数が7人以上の世帯は、1人増えるごとに38万円を加算してください。

\*1改良住宅とは、木造住宅が密集する地域に、環境の整備改善を図ることを目的として建てられた住宅です。

\*2再開発住宅とは、既成市街地の快適な住環境・都市機能整備等のための事業により建てられた住宅です。

\*3所得基準表の特別区分とは、次のいずれかにあてはまる世帯に適用する所得基準です。

## (1) 心身障害者を含む世帯

申込者本人または同居親族が次のいずれかにあてはまること。

ア 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者

イ 重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度）

ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。）

エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害者

## (2) 60歳以上の世帯

申込者本人が60歳以上であり、かつ同居親族全員が、次のいずれかにあてはまること。

ア 60歳以上

イ 18歳未満の児童

## (3) 小学校就学前の子供のいる世帯

同居親族に小学校就学前の子供がいる世帯であること。

## (4) 原子爆弾被爆者を含む世帯

申込者本人または同居親族が厚生労働大臣の認定書（被爆者健康手帳ではありません。）の交付を受けている原子爆弾被爆者であること。

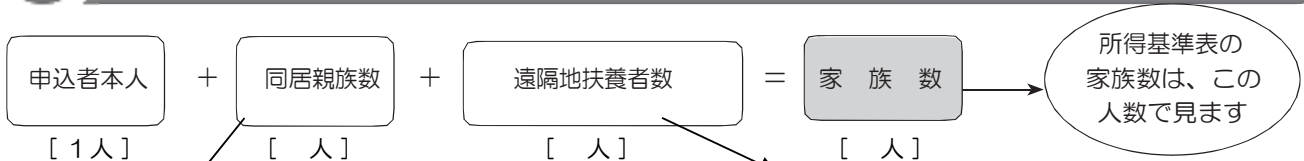
## (5) 海外からの引揚者を含む世帯

申込者本人または同居親族が海外からの引揚者で日本に引き揚げた日から起算して5年を経過していないことが厚生労働省の発行する引揚証明で証明できること。

## (6) ハンセン病療養所入所者等を含む世帯

申込者本人または同居親族がハンセン病療養所入所者等であり、そのことが国立ハンセン病療養所等の長等の証明書で証明できること。

# 家族数は何人ですか？



出産する予定であっても申込書配布期間の最終日までに生まれていなければ、同居親族数には含まれません。ただし、生まれた子の入居は可能です。

遠隔地扶養者数とは都営住宅に入居しないが、申込者または同居親族の所得税上の扶養親族数をいいます。たとえば、離れて住んでいる親などを扶養しているような場合です。会社や税務署に「扶養親族の申告」をしていることが必要です。（課税証明書で確認してください。）